

# 大学運営に関する活動

第2期中期計画や年度計画をはじめとした運営計画やキャンパスプランなどの大学運営においては、学生に大きく関わる内容が多く存在します。また2012年度に導入された学域制をはじめ、大阪府立大学(以下、府大)ではさまざまな大学改革が行われています。

学生自治会は、大学運営や大学改革が進められていく中で、学生の実情が大学に伝わらなければ、学生に不都合が生じる可能性があると考えます。そのため学生自治会は、大学運営や大学改革についての情報を収集する、適宜学生の実情を大学に伝える、学生に不都合が生じている場合には改善を働きかけるなどの活動を行っています。



**1.学域制に関して、学生に不都合が生じないか確認します**  
学域制の完成年度を迎えるにあたり、カリキュラムが変更されて学生に影響が生じる可能性があるとして学生自治会は考えます。そこで学生自治会は、学域制に注視し、新たに問題が確認された場合には、調査を行い、大学に情報公開や改善を求めるなどの活動を行います。

## 2.府市大統合に関する活動を行います

府市大統合が学生に与える影響に関して府大は、新大学がスタートするまでに入学した学生のカリキュラムに対する影響はないとしています。しかし、課外活動や開講キャンパスなど、カリキュラム以外において、学生に不都合が生じる可能性があるとして学生自治会は考えます。そこで学生自治会は、府市大統合の動向に注視する、必要に応じて関係各所との話し合いを行うなどの活動を行います。



## 3.運営計画に関する活動を行います

第2期中期計画や平成27年度計画などの運営計画には、学生生活に影響がある事項が含まれています。そのため学生自治会は、運営計画に注視して学生に不都合が生じていないかを確認し、不都合が確認された場合は、大学に改善を求めるなどの活動を行います。

